

## 函館市恵山地区防災行政無線施設の管理に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、函館市恵山地区防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の適切な管理を行うため、無線施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線施設の名称および位置)

第2条 無線施設の名称および設置場所は、別表のとおりとする。

(戸別受信機)

第3条 前条の規定により、市長が指定することができる戸別受信機の設置場所および設置限度数は次のとおりとし、無償で貸与する。

設 置 場 所	設 置 数
1 恵山地区に住所を有する住民の世帯主の住家	1台
2 国、道、市その他公共的団体の事務所および施設	市長が指定する台数
3 学校、保育園、医療機関	1台
4 その他市長が必要と認めた場所	必要により設置する

2 前項の一に規定する者で、他の戸別受信機の設置を希望する者は、有償で設置できるものとする。

(無線施設の管理)

第4条 市長は、前条第1項で設置した戸別受信機について、別に定める「函館市恵山地区防災行政無線戸別受信機管理簿」を作成し、保管するものとする。

2 市長は、第2条の無線施設について、毎年、正常かつ能率的に管理するために、定期または随時に検査をし、常に非常災害時における無線放送の円滑な運用を図るように努めなければならない。

(運用の範囲)

第5条 防災行政無線局の運用は、原則として公共の利益に関するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 第3条第1項の戸別受信機の利用者は、戸別受信機について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 常に善良な管理意識をもって使用すること。
- ② 異常を発見したときは、直ちに市長に届け出ること。
- ③ 無断で戸別受信機を他の者に譲渡してはならない。
- ④ 無断で戸別受信機を解体、修理等をしてはならない。
- ⑤ 転居および取付場所を移動するときは、あらかじめ市長に届け出し、その指示を受けるものとする。

(使用者の損害賠償)

第7条 使用者が前条の各号の規定に違反し、市に損害を及ぼしたときは、市長が定める損害賠償額を支払わなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 戸別受信機の使用料は、無償とする。

(費用の負担)

第9条 戸別受信機の管理費用は、使用者が負担しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、費用を免除することが出来る。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称		設 置 場 所
1	函館市恵山地区防災行政無線親局	函館市日ノ浜町1 2 7 番地 函館市恵山支所
(1)	函館市恵山地区防災行政無線 消防本部東消防署恵山出張所遠隔制御局	函館市川上町5 1 1 番地 消防本部東消防署恵山出張所
(2)	函館市恵山地区防災行政無線 えさん漁協本所遠隔制御局	函館市大潤町5 1 番地4 えさん漁業協同組合本所
(3)	函館市恵山地区防災行政無線 山背泊遠隔制御局	函館市古武井町4 0 9 番地 えさん漁業協同組合山背泊支所
2	函館市恵山地区防災行政無線中継局(女那川中継局)	函館市女那川町1 2 2 番地4
(1)	函館市恵山地区防災行政無線 日浦簡易中継局	函館市日浦町7 2 番地3
(2)	函館市恵山地区防災行政無線 御崎簡易中継局	函館市御崎町3 3 8 番地
3	函館市恵山地区防災行政無線 戸別受信機	第3条第1項の規定により市長が指定する場所
4	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局	
(1)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 番 日浦1	函館市日浦町1 6 番地3
(2)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 2 番 日浦2	函館市日浦町7 2 番地3
(3)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 3 番 日浦3	函館市日浦町1 2 2 番地1 1
(4)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 4 番 豊浦1	函館市豊浦町3 5 1 番地1
(5)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 5 番 大潤1	函館市大潤町5 1 番地4 地先
(6)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 6 番 豊浦・大潤	函館市豊浦町2 1 0 番
(7)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 7 番 大潤・中浜	函館市大潤町1 7 4 番地1 2
(8)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 8 番 中浜1	函館市中浜町7 9 番地2
(9)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 9 番 川上1	函館市川上町5 1 3 番
(10)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 0 番 女那川1	函館市女那川町2 5 番地1
(11)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 1 番 女那川2	函館市女那川町7 7 番地9
(12)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 2 番 女那川3	函館市女那川町1 4 6 番地1
(13)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 3 番 高岱1	函館市高岱町1 6 番
(14)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 4 番 日ノ浜1	函館市日ノ浜町1 7 2 番地3
(15)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 5 番 日ノ浜2	函館市日ノ浜町1 2 7 番
(16)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 1 6 番 古武井1	函館市古武井町3 9 番

(17)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 17番 古武井2	函館市古武井町1 1 4番
(18)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 18番 古武井3	函館市古武井町4 1 1番
(19)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 19番 恵山西1	函館市恵山町2 8 3番地1 地先
(20)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 20番 柏野1	函館市柏野町9 9番
(21)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 21番 恵山東1	函館市恵山町1 3 1番1
(22)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 22番 恵山東2	函館市恵山町2 1 6番地3
(23)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 23番 御崎1	函館市御崎町2 2番地2
(24)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 24番 御崎2	函館市御崎町3 3 8番
(25)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 25番 御崎3	函館市御崎町2 0 4番地2
(26)	函館市恵山地区防災行政無線 屋外拡声子局 26番 日ノ浜・高岱	函館市日ノ浜町2 2番地1

